

平成 21 年 12 月 10 日  
財団法人日本容器包装リサイクル協会  
プラスチック容器事業部

## 平成 22 年度入札に関する重要事項について (プラスチック製容器包装)

### 1. 平成 22 年度入札の主な変更点

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWGプラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会 合同会合 による「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る中間取りまとめ(平成 22 年度入札に向けた取りまとめ)」に従い入札選定方法を大幅に変更した。

- (1) 入札選定方法 ・・・ 資料 3
- ① 材料リサイクルの優先量  
材料リサイクル手法の優先的取扱量(材料リサイクル優先枠量)を市町村申込量の 50%とした。
  - ② 材料リサイクル優先枠の運営方法  
材料リサイクル優先枠内に、個々の落札可能量の総計が落札枠にほぼ見合っている入札枠((優先A枠)を設け、その落札選定を“優先枠内の他の部分(優先B枠)”に先行して行う事とした。
  - ③ 入札札の種類  
優先札に優先A札、優先B札の2種類を設ける。非優先枠への入札は一般札とする。
- (2) モデル事業  
平成 22 年度モデル事業は実施しない。
- (3) 再商品化能力査定に関する考え方について ・・・ 資料 4  
査定に関する考え方に変更はない。  
但し、昨年実施した材料リサイクル事業者の調整率は実施しない。
- (4) 材料リサイクル優先の判断基準 ・・・ 資料 5  
材料リサイクル優先判断のための品質基準については、試料採取方法、測定方法、基準値等に変更はない。
- (5) 材料リサイクル優先の総合的評価 ・・・ 資料 6  
優先資格を得た各事業者の優先量内訳(A枠落札可能量とB枠落札可能量)は、総合的評価結果により決定する。

- (6) 入札における上限値の設定／適用について  
上限値は継続して実施する。 . . . 資料7
- (7) 再商品化実施契約書  
市町村の現地確認に関する条項追加等を行った。 . . . 資料8
- (8) 再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程  
上記変更に伴う修正を実施した。 . . . 資料9
- (9) 「特定再商品化製品利用事業者」について  
“電子契約委任状”を追加したので忘れずに提出のこと。 . . . 資料10

## 2. その他

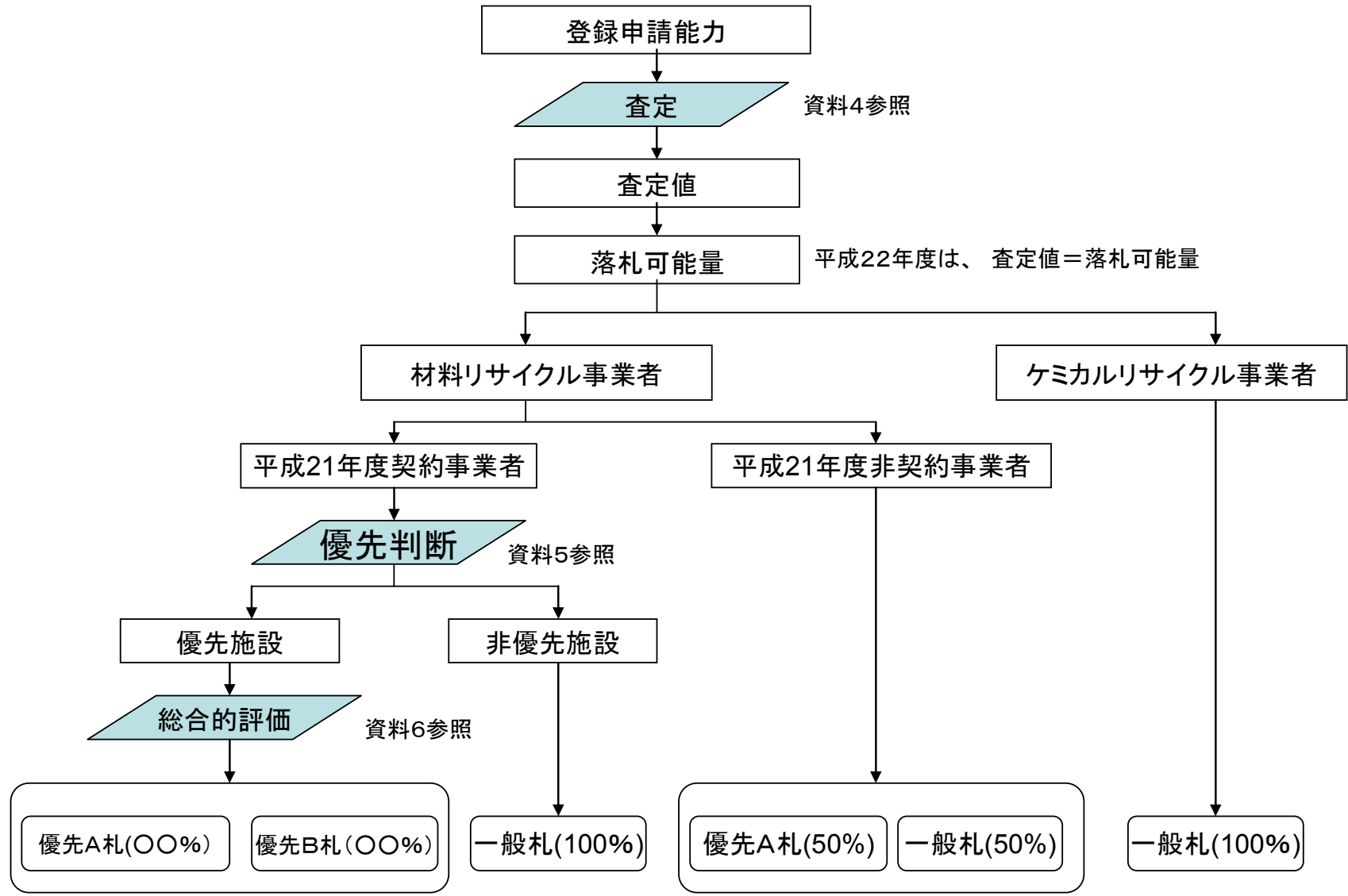
### (1) 立入検査等

“容器包装リサイクルのフローの透明化等に関する検討会 中間取りまとめ”の講ずべき措置に、協会は“通告なしで行う不定期の立入検査の回数を大幅に増強する”こととされた。よって、協会は従来再生処理事業者に対し最低年1回抜き打ちの立入検査を実施してきたが、これを大幅に増強する。また、立入検査の際に再商品化製品の試料採取を行い、品質測定（塩素分、主成分）を実施する優先基準未達事業者は措置の対象とする。また、この結果を次年度の優先判定に反映させる予定である。

### (2) 労働安全への更なる取り組み（依頼）

昨年2月の再商品化事業者における死亡事故発生に始まり、平成20年度は、再商品化施設および同一敷地内の他工程において、死亡事故1件、重大負傷事故4件が発生した為、入札説明会で協会より、再商品化業務では、作業安全や良好な労働衛生状態の確保は最重要事項である旨通達した。今年度は、各社安全確保に取り組んで戴いた結果、重大事故の発生は起こっていない。しかし、12月に入ってPETボトル再生処理事業者で、作業員がベール投入ピットへ落下し死亡する事故が発生した。今後も無事故無災害を継続するため、自社工程の安全確保を見直し、労働安全への取り組み強化を実施されたい。

# 平成22年度プラスチック製容器包装入札制度の全体概要



A枠落札可能量とB枠落札可能量の比率は施設ごとの総合評価によって決定する。

落札可能量の50%は優先A枠落札可能量、残りの50%は非優先落札可能量。